

## 招待論文

本論文は2017年3月11日に中部学院大学各務原キャンパスで開催された、「岐阜済美学院創立100周年記念事業 中部学院大学 教育フォーラム 2017」での基調講演を掲載したものである。

# 学習指導要領の改訂とこれからの学校教育に求められるもの

高 口 努<sup>1)</sup>

## The Expectation about the School Education in Relation to the New Course of Study

Thutomu TAKAGUCHI

### はじめに

皆様、こんにちは。

御紹介をいただきました独立行政法人教員研修センターの理事をしております高口と申します。

本日は中部学院大学での教育フォーラム2017の開催、かくも盛大に行われますこと、まことにおめでとうございます。そして、またこういう場にお招きをいただきましたことを心より御礼申し上げます。

私はきょう、「学習指導要領の改訂とこれからの学校教育に求められるもの」というタイトルで講演させていただきますが、先ほども非常に御丁寧な私の経歴も御紹介いただきまして、まことにありがとうございます。こちらの岐阜県の教育委員会で平成14年から16年にかけて2年間、お世話になりました。その時に古田学長さんを始め、たくさんの岐阜県の方々にお世話になったという御縁で、きょうはこちらでお話をさせていただくことになりました。先ほど御紹介いただきましたように、私は文科省でもともと勤めておりましたが、現在は独立行政法人教員研修センターというところで勤務をいたしております。もしかしたら、きょう御参加の方で研修を受けられた方がおられるかもしれませんが、茨城県のつくば市のほうに研修施設がありまして、そこで地域の中核となる管理職の方を養成する

研修とか、それぞれの喫緊の教育課題に関する指導的立場にある方に対する研修、そういう学校の教職員の方に対する研修事業を国の立場で実施するという機関でございまして、今はそういうところで勤務をしております。

いろいろと文科省と密接に連携を図りながら研修事業をやっておりますので、本日お話しする、この学習指導要領等の中身につにつきましては、私は直接、国の担当者ではありませんけれども、常日ごろから文科省の方からお話をお伺いしているということも踏まえまして、きょうはお話をさせていただくことといたします。

### 3つの中教審答申

それでは、早速ですけれども中身に入らせていただきます。まずはこれからの学校教育に求められるものとは一体何なのかということです。文科省に中央教育審議会というのがあり、そこでいろいろ教育に関する政策の議論がされているのは皆さん御承知だと思います。最近、3つの中教審答申が出されまして、大体これからの学校に求められるものというのはこの3つの答申に書かれているのではないかと思います。

1つはおととしの12月に、「チームとしての学校

1) 独立行政法人教員研修センター

のあり方と今後の改善方策について」という答申が出された。また、同じ日に、「これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について」という答申、そしてこれがきょうの中心の話になりますけれども、昨年12月に出されました「次期学習指導要領等の改善及びその必要な方策」、これらの3つの答申を読むと、大体これからの学校でどういう教育をやっていくことが必要かということが書かれているということです。

きょうは資料を配付させていただいておりますけれども、必ずしも今日スライドで映すものを全てお配りしていませんので、適宜資料も参考にしていただきながら、こちらのスライドをごらんになられて、お聞きいただければと思います。

本日のお話しの中心は先ほどの学習指導要領の改訂のところですか。まずチームとしての学校のあり方の答申の中において、これになぜ今チーム学校ということが求められるかということが書かれています。

答申には3つの背景が述べられています。1つはまさに、この新しい学習指導要領を見据えて、新しい時代に求められる資質・能力を育む教育課程を実現するための体制整備が必要だということ。特に今は複雑で多様化した課題、それらの解決のための体制整備が必要だということ。教員の方の多忙化ということが言われますが、子供と向き合う時間を確保するための体制整備。これらのために「チームとしての学校」ということが求められているとの背景が書かれています。ではこの3つの内容の共通する点というのは何かということになると思います。

これは、私が考えるに、やはり学校の教育活動を行う上で、全ての場面で組織的に対応する、そういう対応が求められている。チーム学校というのが学校の中で教員の方だけでなく事務職員の方、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーとか、そういう専門的な職員の方と一緒に協働でいろんな課題に対応していく、そういうことがチーム学校ということになるわけですが、まさにこの組織的対応が学校での教育活動の全ての場面で求められること、これがまさにチーム学校が求められる背景だというふうに考えます。

この中で、ではどれが一番重要なのかということですが、これはそれぞれ重要な課題でありまして、なかなかどれが重要でどれが重要でないかと

いうことは一概には言えないわけですが、今現在の状況からすると、学習指導要領の告示の案が出されまして、これから新しい学習指導要領になっていくという状況において、この新しい時代に求められる資質・能力を育む教育課程を実現する、そういったところがまさに今求められていると思っています。

## 次期学習指導要領

次にこの学習指導要領の話をお話させていただきますけれども、まず今回の学習指導要領は今の状況ではなくて、これから20年、30年先、どういう世の中になっていくのか、社会になっていくのか、そういうことを見据えて、ではそのためにどういう人材を育てていかなければいけないのか、そのための教育をどういうふうにしていくのか、そういう考え方で次の学習指導要領の内容が検討されているということです。それで21世紀社会の特徴ということで、これは皆さんよく聞く話だと思いますけれども、もうそういう時代に入っているわけですが、知識社会、知識基盤社会だということ、それから情報化社会だということとか、グローバル化だということ、今の21世紀社会の特徴になってきているということになるわけです。これはどういう社会かということ、やはり社会の変化が非常に激しくなって、複雑で予測困難である、これからの社会というのはそういうふうになっていくということです。

先が見えない社会で生きていく人をどう育てていくかということがこれからの教育に求められているということで、これは皆さん、よく聞く話だと思いますけれども、アメリカの大学の教授が言っていることですが、子供たちの何%が将来、今は存在していない職業につくかということをおっしゃっているということで、皆さん、これは何%の子供が今はない職業につくというふうに考えますでしょうか。よくこういう場面で隣の人と話してくださいとか、そういう講演も最近多いですが、ちょっときょうは時間がありませんので、そういうことは控えさせていただきますけれども、これは65%という数が出されています。子供たちの65%、半数以上が今存在していない仕事につくということも言われていますし、あとはこれも最近、AIという人工知能が発達して、どんどん

人間がやっている仕事に代替していくというようなことが言われています。これからもう半数の仕事がAIに代替されていく、自動化されていくということが言われています。

非常に社会の変化が激しくなって、これから本当に予期できない時代に入っていく。ではそういう時代に生きていくためにどういう力を子供たちに育んでいかなければいけないかということを考えていく必要があるということです。

これは日本だけでなく、世界的にも、これからの世界というのは非常に大きく変わるので、求められる力が変わっていくということが言われておりまして、例えば OECD という経済協力開発機構という先進国が集まっている組織がありますけれども、その OECD がかつて21世紀社会に求められる能力として「キー・コンピテンシー」ということを提唱したことがあります。

このキー・コンピテンシーというのはどういうものなのかということですが、まず1つは、言語や知識、技術を相互作用的に活用するという力、2つ目として、これからグローバル化ということで、異質な人々と交流するという機会がふえて、それでそういう異質な人々から成る集団で互いにかかわり合う、そういった力とか、3つ目に自律的に行動する、主体的に行動する。こういう3つのカテゴリーがこれから求められるキー・コンピテンシーだと言われています。さらにもう1つ、実は重要なことがあります。この3つの力のベースになるものが必要であるということで、もう1つ言われているのが「思慮深さ」というものです。英語で言うと reflectivity という言葉ですが、この「思慮深さ」というのがこれからこのキー・コンピテンシーとして必要だと言われています。

この「思慮深さ」というのは一体どういうものなのかということですが、例えば、さまざまな社会領域を移動して、不慣れな状況の中で柔軟に対応していく、解決策がわからない状況において、いろんな解決策がある、解決方法が1つじゃないということを経験して、みんなが納得するような解決策を見出していくとか。さらに、これまで当たり前と思われたことを問い直して、批判的に見て問い直していくという力、このようなものが「思慮深さ」ということを OECD が言っています。非常に高度な

精神的能力ということが言えると思います。こういう力がこれからの20年、30年後を見据えた時に求められる力だと思います。

こういうことが、今、日本だけじゃなくて、ほかの世界の先進国、先進国だけじゃなくて、発展途上国も含めまして、やはり日本の学習指導要領みたいな、ナショナルカリキュラムとか言いますが、そういうものを改訂して、こういう力を求めていくということが今、世界的にもなされているという状況にあるわけです。

それでは日本の学習指導要領はどうなっていくのかということになるわけですが、先ほど最初に御紹介した昨年の12月の中央教育審議会の答申にこういうことが書かれています。

## 子供たちに育てたい姿

2030年を見据えた学校教育を通じて子供たちに育てたい姿ということがありますが、これを見ていただくと、先ほど OECD のキー・コンピテンシーで書かれていた内容と大分重なるというふうに思います。

1つ目は、主体的に学びに向かう、みずから知識を深め、個性・能力を伸ばして、人生を切り開いていく。自律的に活動していくということが書かれています。2つ目には多様な人々と協働したりしていくという力です。3つ目は変化の激しい社会の中でもいろいろ試行錯誤して、問い直しをして、問題を解決・発見し、新たな価値を創造できる。そういう子供たちに育てていくと、それが子供たちの育てたい姿だということが中教審の答申にも書かれています。ですから、こういう国際的に求められている力と大分、軌を一にした、そういう内容が今回の学習指導要領のベースになる答申に書かれているということです。

21世紀社会に求められる教育というのは、端的に言うと、単なる知識の伝達ではなくて、みずから主体的に必要な情報を収集し、その収集した知識や情報をいろんな文脈や状況に活用して、深く学んで、最適な解決策を見出す力、そういった力を育む教育がこれからの教育に求められるということです。これは直接、答申に書かれているわけではありませんが、やはりこれまでの提言とか状況を踏まえまして、

こういうことが言えるのではないかと思います。これまでの教育というのは、やはり知識の伝達というのが非常に大きな目的であったわけですが、それももちろん大事な部分で、これも忘れてはいけなわけですが、やはり主体的にいろんな情報の中から必要な情報を見出して、それをきちんと状況に応じて活用できる、問題も発見・解決をしていくという、そういう力が育める教育が必要になっていくということでございます。

### 次期学習指導要領の目指すもの

そういうこれからの求められる教育をベースとして、次期学習指導要領は一体ではどういうところを目指しているのかという話をさせていただきたいと思います。学習指導要領というのは、皆さん御存じかと思いますが、基本的にはどういう内容を教師が子供たちに教えるかという、そういう子供たちが学習する内容を書いているのが学習指導要領であります。

今までの学習指導要領というのは、そういうことが中心で書いてあったわけですが、それは「何を学ぶか」ということになるわけです。さらに皆さんアクティブ・ラーニングなんていう言葉もよく最近聞かれると思いますが、そういう学習方法、それは「どのように学ぶか」と。これも今回の学習指導要領の内容として盛り込まれますが、それだけでなく「何ができるようになるか」という、そういう育成を目指す資質・能力、子供たちにどういう力を身につけさせるのかということですね。そういうことを重視しているというのが、今回の学習指導要領の一番の根底だろうというふうに思います。

もちろん、これまでの何を教えていくか、学んでいくかということも重要でありますし、学ぶ方法、そういうことも大事ですが、まずはどういう力を子供たちに身につけさせていくのか。これを非常に重視しているというのが大きなポイントだろうと考えます。

では今までの学習指導要領というか、今の学習指導要領というのは全くこの育成を目指す資質・能力が書かれていなかったのかというと、必ずしもそうではないと思います。

それはどういうものかという、皆さんこれも

うよく御存じのように「生きる力」を育む、育成するというのがこれまでの学習指導要領の基本だだと思います。生きる力というのは確かな学力、豊かな心、健やかな体、そういう知・徳・体をバランスよく育成していく、力を身につけていくというのが生きる力ですが、ではその生きる力は今度の指導要領でどうなってしまったかということなんですけれども、これはこの答申の中に書いてありますが、これからの学校教育においては、生きる力の現代的意義を踏まえて、より具体化すると。そういう教育課程を通じて、生きる力を確実に育むことが求められているということですので、生きる力を育むという点は次の指導要領でも変わらないということです。

では今の学習指導要領のポイントとして、学力の3要素なんていうのがあるわけですが、そういうものとの関係はどうなるのかということです。この答申の中にこういうことが書いてあります。生きる力の実現という観点からは、前回改訂時において重視された学力の3要素、これは学力の3要素って皆さん、何かおわかりになっていると思いますが、この3つですね、基礎的な知識・技能、思考力・判断力・表現力、主体的に学習に取り組む態度。これが学校教育法の第30条の第2項に規定がされたものですが、こういう学力の3要素のバランスのとれた育成とか、今の学習指導要領の重点事項になっている言語活動とか、あと体験活動の重視、こういうことについては引き続き充実を図ることが重要だということが書いてあります。

ですから、今までの指導要領で育むとされていることは、それは引き続き大事だということはきちっと書かれています。新しい指導要領では、この生きる力とは何かを資質能力として具体化すると、それが今回の学習指導要領のポイントだということです。

今まで生きる力というのがちょっと抽象的でほんやりしているところがあったわけですが、それをもっと具体的に、生きる力を育むということはどういう資質・能力を育むのかということをもっと具体化していくというのが今回の学習指導要領の大きなポイントになっていくということです。

この答申に書いてあるページは右下に書いてありますので、御自宅や学校等へ戻られてから、実際に答申のほうに当たっていただきたいと思います。この生きる力とは何かという、その資質・能力を具体

化していく、それが今回の指導要領の非常に大きなポイントになるということです。

### 育成すべき資質・能力の3つの柱

具体的な資質・能力というのは何なのかということが、これもきちっと書かれています。これが育成すべき資質・能力の3つの柱ということになっていますが、1つ目は、何を理解しているか、何ができるか。生きて働く「知識・技能」の習得。2つ目が、理解していること・できることをどう使っていくか。思考力・判断力・表現力等の育成というふうになっていますけれども、これが2つ目。3つ目がどのように社会・世界とかわかり、よりよい人生を送るかという、そういう学びに向かう力とか、人間性の涵養。そういうことが次の指導要領に生きる力を育む具体的な資質・能力ということできちっと示されるということです。

具体的には2月14日にパブリックコメントで案が公表されていますけれども、その学習指導要領案の実際の文言を見ていくとわかりますが、総則の第1というところに、児童に生きる力を育むことを目指すに当たっては、どのような資質・能力の育成を目指すのか明確にしながら、教育活動の充実を図るものとするということで、さっき言った3つの柱がきちんとこの学習指導要領の中にも書かれているということです。こういうことがきちっと各教科で行われるということでこの総則に書かれています。

実際、具体的に各教科では、ではどういうふうになっているかというのが次の話です。これは小学校の国語ですけれども、この第1の目標のところは1、2、3と書いてありますが、これがさっきの知識・技能の習得、思考力・判断力・表現力の育成、学びに向かう力、人間性等の涵養ということから成っているというのがおわかりになると思います。

これが国語ですと、知識・技能の習得というのが、(1)日常生活に必要な国語について、その特質を理解して適切に使う。思考力・判断力・表現力は、(2)の日常生活における人とのかわりの中で伝え合う力を高め、思考力や想像力を養う。学びに向かう力、人間性等の涵養については、(3)の言葉がもつよさを認識するとともに、言語感覚を養い、国語の大切さを自覚し、国語を尊重して、その能力の向上を図

学習指導要領の改訂とこれからの学校教育に求められるもの

る態度を養う。そういうことが具体的に記述されたということで、これはほかの教科もみんな共通です。もう一つ、中学校の理科もありますが、そういう整理で書かれているということでございます。

今の説明は、学習指導要領でこれからどういう能力が重視されるかということをお話ししたんですが、では各学校でそれをどう具体化していくのかというのが答申にも書かれておまして、各学校が育成を目指す資質・能力の具体化ということで、これは各学校の教育目標がありますので、それでまず具体化するということが必要だということ。あと、2つ目にカリキュラム・マネジメント、これも今回の指導要領の一つのキーワードになりますけれども、その中で学校として育成を目指す資質・能力を明確にして、教育課程を編成するという形。あと、3つ目の学びに向かう力・人間性等については、各学校の子供の姿とか各地域の実情を踏まえて、何を重視するかということ踏まえて、そういう観点から明確化をしていくということが必要だということが、この答申に書かれています。

### カリキュラム・マネジメント

今、このカリキュラム・マネジメントという言葉が出てきたんですが、このカリキュラム・マネジメント、今までも実はあったんですけども、余り学校現場に定着がされていないという状況だと思います。これは非常にこれから大事な概念になってきますので、ちょっとお話ししますけれども、これも答申にカリキュラム・マネジメントとは何かというのが3つ書かれています。

教科等横断的な視点で、その教育内容を組織的に配列していくということ。あと、教育課程をデータに基づいて編成して実施し、評価、改善を図る、そういうPDCAサイクルを確立するという。あとは、その教育活動、教育内容に必要な資源を効果的に組み合わせるとというのが、カリキュラム・マネジメントだというふうに使われているんですけど、やっぱり今回の学習指導要領は、先ほど言いました子供たちにどういう資質・能力を身につけさせていくかということが一つ大きなポイントになりますので、このカリキュラム・マネジメントも、特に、これも答申に書いてありますけれども、教育課程全体

を通した取り組みについて、教科横断的な視点から教育活動の改善を行っていくということとか、あと学校全体としての取り組みを通じて教科等や学年を超えた組織運営の改善を行うと。そういう観点でカリキュラム・マネジメントが必要であるということが、この答申には書かれています。そして学習指導要領案のほうにも、そういうことが具体的に書かれているということでもあります。

カリキュラム・マネジメントがこれから重要になっていくということなんですけれども、これはまた小学校の指導要領で、中学校も同じように書いていますけれども、各学校の特色を生かしたカリキュラム・マネジメントを行うように、各学校は努めるということとか、各学校で行われている学校評価もカリキュラム・マネジメントに関連づけながら実施するように留意するということが、この学習指導要領案にも書かれているということで、御留意をいただければと思います。

## 学ぶ内容と学習方法

ここまですることができるようになるかというところについての話でしたが、次に今回の学習指導要領で何を学ぶかということ、学ぶ内容と、更にどのように学ぶかということ、学習方法の話があります。そちらにちょっと移ります。まず何を学ぶかということについては、これも答申を読みますと、まず各教科等の特質に応じた物事を捉える視点や考え方、そういう見方・考え方というのが重要であるということがまず1つあるということ。さらに先ほども申しましたように、各教科等における教育目標や内容について、資質・能力の3つの柱を踏まえて整理をしたということ。そして、各学校において、これも先ほど申しましたように教科等を学ぶ意義と教科横断的な視点、最後に学校段階間の連携・接続の視点、そういったことを踏まえて教育課程を編成するという視点で、何を学ぶかということを考えていくということが書かれています。

あと、もう一つ、今回の指導要領の大きなポイント、どのように学ぶかということですね。学習方法についてになるわけなんですけれども、ここでアクティブ・ラーニングということが出てくるということです。

このアクティブ・ラーニングというのは、かなり

今言われています。こちらに学校の関係の方もいらっしゃると思いますが、今はもう既にいろいろなことが実施されているのではないかと思います。改めてアクティブ・ラーニングというのはどういうことなのかということですけども、この答申に書かれているのは、学びの質に着目して、授業改善の取り組みを活性化せよというのが、今回の改訂の目指すところだと。そういうことが今回の改訂の目指すところですけども、そのアクティブ・ラーニングについては、主体的・対話的で深い学びを実現するために共有すべき授業改善の視点として、位置づけを明確にしたというふうに書かれています。

ですから、アクティブ・ラーニングというのは、まさに主体的・対話的で深い学びを実現するための授業改善の視点であるということが明確にされたということです。では、そのアクティブ・ラーニングの視点に立った授業改善とはどういうものなのかというのは、これはもう皆さん御承知だと思いますが、3つ、主体的な学びとか対話的な学び、深い学び、そういうことが具体的にこの答申に書かれているというわけでありまして。

## 授業研究

先ほど言いましたように、こういう授業改善ということが非常に今回の指導要領で重要なわけですけども、もう一つ、この答申で言われているのが、これまでの日本の学校では授業研究というのが非常に盛んに行われてきたということがあって、これが今は非常に国際的にも注目されているということで、やはりこの授業研究という成果をこれからの日本の学校教育を支える必要な財産であるので、これをやはり継続していかなければいけない重要なものであるということが書かれているということで、このアクティブ・ラーニングということが、今までやっていたことと全然違うということではなくて、まさに今、学校現場で取り組まれている、こういう授業研究等の取り組みは、やっぱり進めていくことで、さらにアクティブ・ラーニングにつながっていくことであるというふうに思います。

ですから、これは文科省の担当者がよく言っていますが、今回の学習指導要領というのは、別に新しいことを初めてやってもらうということではなくて、

まさに今まで学校現場でやられていたものを学習指導要領で明確化したと。そういう取り組みを可視化したのが、今回の新しい学習指導要領であるということとを盛んに言うわけです。まさにそういうことで、これまでの学校現場で取り組まれた授業研究といういい文化を継承して、それをまた授業改善につながっていく取り組みがやはりこれからも求められていくということだというふうに思います。学習指導要領案でも、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善ということを書いていきます。

ここで一つ、今回の指導要領案で、アクティブ・ラーニングという言葉が全く出てこないのが、アクティブ・ラーニングはなくなったのかという疑問を持たれている方も中にはいらっしゃるかもしれませんが、そうではなく、その正しい趣旨が主体的・対話的で深い学びを実現することである、それに向けた授業改善の視点がアクティブ・ラーニングだということが明確化されたということとを皆さん、念頭に置いておいていただければというふうに思います。

## 深い学びとは

ちょっと話が外れるかもしれませんが、アクティブ・ラーニングについて主体的な学びとか対話的な学びというのは、大体何となくイメージできるわけですが、深い学びというのは一体どういうものなのかという、ちょっとこれはなかなか考えていくと結構難しい問題であるかと思えます。

これは、あくまでも参考程度に聞いていただきたいと思いますが、深い学びというのは何かということですが、これはさっきから思考力、判断力、表現力とか言いつつ、やはり深い思考とか理解をすることになるわけですが、思考とか理解というのはどういうことなのかというのは、わかるとか、わかったという、そういう心の働きだということです。

ではどのような状況になると、そういうわかるとか、わかったと感ずるか。それがまさに深い学びにつながっていくと思いますが、どういう状況になると人間がわかったとか、わかるかということになるかということですが、例えば全体像がわかるとわかったというふうになるとか、整理・分類すると、何か頭の中が整理されてわかったというふう

になるとか、あと筋が通る。原因と結果がはっきりするとか、理由がわかる、そういうことになるとか、あと、空間関係が理解できるということとか、あといろんな物事の仕組みがわかるということですね。あと、規則に合うとかですね。

そういうことになると人間はわかったと感ずるといふことでありまして、こういうのを参考にすると、例えば全体像を理解させる学習とか、あといろんな情報を整理・分類するということとか、あと筋が通るといふか、その原因や結果とか理由を考える学習。あとは空間関係を理解するとか、仕組みを理解する、規則を発見するとか、そういうようなものが深い学びにつながるのかなあというふうに考えられるわけですが、そういうのも参考にさせていただいて、また皆さんでどういう学びが深い学びなのかというのは、さっきの答申の中には、深い学びというのは各教科で習得した概念や考え方を活用し、その見方・考え方を働かせ、問いを見出して解決し、思いをもとに構想、創造するといふようなことが書いてありますけれども、ちょっとこれも抽象的でわかりにくいと思えますので、また皆さん方でそれぞれ考えていただければというふうに思います。

実は、私どもの教員研修センターで、今、次世代型教育推進センターというのを設置しまして、ここで岐阜県からもなんですけど、11都県から研修協力員という教員の方に来ていただいて、今アクティブ・ラーニングに関する事例の収集・分析とか、あとは、うちは教員研修センターですので、アクティブ・ラーニングが実践できるような研修プログラムの開発というのを今やっております。来年度まで3年間で実施していく予定になっております。今、教員研修センターのホームページで、大体、今月中に100事例ぐらいのアクティブ・ラーニングの事例を掲載する予定です。もう既に30事例ぐらい載せているんですけど、またそれも参考にさせていただければと思います。ここにURLも書いてありますけれども、ぜひ参考にさせていただければと思います。

1つ例を申し上げますと、今、実践フィールド校というのを各県で実践をさせていただいておりますが、福岡県も今取り組んでいただいて、ここは高等学校でのアクティブ・ラーニングを8校の高校で実践をしていますけれども、その推進のポイントとしては、まず何のためにアクティブ・ラーニングをや

るのかという理念・目的が明確だということとか、それぞれ特に高等学校ですので、いろんなタイプの学校があります。その学校の実情に合わせたアクティブ・ラーニングをやっていくこと。あと、教員だけじゃなく、生徒と一緒に一体となって、そういうことで今取り組んでいます。そういった例も参考にさせていただければというふうに思っています。

## アクティブ・ラーニング

ちょっとアクティブ・ラーニングの話になりましたので、若干説明をさせていただきますと、今うちの次世代型教育推進センターで取り組んでいますけれども、特にアクティブ・ラーニングというのは、よく活動あって学びなしてみたいになっているというふうなことも言われていますけれども、やはり留意するポイントとして、これも最初の指導要領の話にかかわりますけれども、どのような資質・能力をアクティブ・ラーニングによって身につけていくかということをちゃんと明確にすることが一つ重要なポイントだろうというふうに考えています。

次に、アクティブ・ラーニングというのは、一つ一つの授業でやるのではなくて、単元全体を通じてアクティブ・ラーニングをどこで使っていくのが効果的なのかということを考えていくということとか、その中で特に、学習は習得、活用、探究という一連の学習過程がありますので、その中でどういうアクティブ・ラーニングをやっていくのか。習得や活用を目的としたアクティブ・ラーニングなのか、探究を目的としたものなのかということもちゃんと意識していくというのが大事なのではないかと思います。

そしてアクティブ・ラーニングは子供たちの主体性を引き出す、対話的な学び、深い学びをするために、教員の方がどういう手だてを用いているか、そこをちゃんと見ていく、明らかにしていくという、ここがやはり一つ大事なところだというふうに考えています。

あと、それをやったことによって、子供たちが具体的にどう変わったのか。例えばアクティブ・ラーニングをやる前まではこんな程度しか意見が言えなかったのが、やった結果、物すごいいろんな中身の、多面的に意見が言えるようになったとか、そういう

ことで、客観的な事実に基づいて評価していくということが大事だと考えます。

こういうことが、今まで次世代型教育推進センターで推進していく中でこういうことがポイントではないかということで紹介をさせていただきました。

大分時間が押してきましたので、ここは省略しなくても、あともう一つ、アクティブ・ラーニングを推進していく上で、やっぱり校内研修というのが大事になってきます。校内研修をどう改善していったらいいのかということも今いろいろ議論しております。1つは、どうしても校内研修ですと教師の教え方がどうかということに目が行きがちですが、授業観察をする中で、子供たちの学びの姿がどう変わってきているのかということに着目していくことが必要だと思います。次に子供たちも最近、ペア学習とかグループ学習をしますが、教員の方もグループワークで、特定の人だけが発言するのではなく、全員がきちんとアウトプットするということが必要だと思います。更に、思考を可視化する、よく附箋なんかで書いて張ったりするようなワークショップ型の研修スタイルが増えてきていますが、そういう思考を可視化する手だてを活用することが大事です。最後に、教員の研修も子供たちの学習と同じで、研修の最後にきちんとリフレクション、振り返りをする。授業研究、協議会をやって、それで終わってしまうということがよくあるわけですが、そうではなくて次の授業改善にきちんと結びつけていくことが、これからの校内研修の推進の改善点じゃないかということで、そういう視点で今、当センターの研修プログラムの開発も進めているところでもあります。

## 今後の教員に求められる資質・能力

一応、ここまでが学習指導要領にかかわるお話をさせていただきましたが、ではこれからこういう学習指導要領が変わっていく中で、それを教える教員の方にはどういう力が求められていくのかということをお話させていただきたいと思います。

今後の教員に求められる資質・能力ということで、これは答申とかに書いてあるものではありません。私が今までいろいろ教員の養成とか、資質向上とか、そういうことにかかわってきた中で考えていること

です。今後の教員に求められる資質・能力というのが、やはりまず1つは、これはもう基本でありますけれども、教員の方というのは子供の成長にかかわる高度な専門性をちゃんと身につけていかなければいけない。これが今後さらに必要になっていくということが1つ。次に、これも最初にチーム学校の話をしましたけど、やはり組織的な対応が全ての場面で求められるということで、組織的対応力が必要だということ。最後に、これは子供たちと一緒に、やはりこれからの変化が激しい中で、さまざまな新しいことが教育内容として入ってきますので、学び続ける力というのも大事だろうということで、この3点がこれから教員の方に求められていくものというふうに考えています。

### 教員育成指標

では、1つ目の子供の成長にかかわる高度の専門性ということについて、具体的にどういう力なのかということですが、ちょっと話は変わりますけれども、先ほどの最初に申した一昨年の12月の教員の資質向上の答申の中で、これからは教員の育成指標というのを各教育委員会と大学が協議会を設けて、そこで指標をつくって、それに基づいた研修計画を立てて研修を行う、そういうことを実施していくということが書かれました。

実は先日、教育公務員特例法という法律が改正されて、任命権者である県市の教育委員会が教員育成指標を策定しなければならない、それを大学と協議会を設けて一緒になって検討し、作成するという義務づけがなされて、その育成指標をつくるための文部科学大臣の指針の案が示されています。そういう中でもこういうことが出てくるんですけども、やはり子供の発達に関する高度な知識・理解というのは当然ですけども、先ほどから言うようにアクティブ・ラーニングが実践できる、そういう高度な授業デザイン力とか、あと子供の長所が引き出せるようなコミュニケーション力。単なるコミュニケーション能力でなく、子供のいいところをちゃんと引き出すようなコミュニケーション力。さらに、子供の成長をきちんと的確に評価できる力。そして、もちろんこれも当たり前ですけども、高度な教材研究力という力が高度の専門性だと思いま

す。やはり教員の専門性で一番大事なものは、子供の変化とか成長というのはなかなか見えにくい、見えないものが多いわけですね。そういうものをちゃんと見取っていくという力がこれからの教員の専門性としてますます、これまでももちろんそういうことでやってこられているわけですけども、やはりこういうことが的確にできるということが教員の専門性、専門職たるゆえんではないかというふうに考えています。

そういうことで、今回のアクティブ・ラーニングというのも、なかなか見えない子供の思考力とか、そういうものをいかにきちっと見て引き出せるか、そういうところが教員の方の力の見せどころではないかというふうに思います。そういうことで、こういう専門性がこれからますます求められていくということです。

そして、組織的対応力というのは、これはもう先ほどもしましたように、同僚や専門家とチームで対応する力、カリキュラム・マネジメント力、これも先ほど申し上げておりますけれども、そして組織マネジメント力、地域や多様な組織と連携・協力する力。ほかにももちろんあると思いますけれども、こういう力が更にこれから強く求められていくということです。

そういうことで、さっきも申し上げましたが、教育公務員特例法等の一部を改正する法律というのは、去年の11月28日の公布ということで、一部はことしの4月から施行するということがありますけれども、これからの教育課程の改善、学習指導要領の改訂などの改革への対応のために、教員の資質向上を図っていくという内容の法律ですけども、先ほど言いましたように、校長及び教員の資質向上に関する指標、教員育成指標とかと言っていますけれども、その整備をしていくということで、県の教育委員会、または指定都市の教育委員会は、その協議会を組織して、必要な指標を定めるということになります。

あと、今、公立学校の教員の方に10年経験者研修というものの実施が義務づけられていますけれども、これが一律に10年というのが、特に免許更新講習の10年と重なるということがありまして、それを見直して、中堅教諭等資質向上研修ということにして、実施時期の弾力化を図るという内容での教育公

務員特例法の改正がされたということ。

あと、あわせて教育職員免許法の改正ということで、これは大学での教員養成の関係ですけれども、これからの教員として必要な力を見据えて、免許状取得に必要な単位の科目を見直すという内容です。

あと、3つ目ですが、私どもの独立行政法人教員研修センター法の一部改正というものもございまして、今までは先ほど最初に申しましたようにつくばの研修センターに校長や教員等の方々に研修を受けに集まっていたら研修をやってきたんですけれども、それだけでなく、いろんな現場の教員の方、一人一人を支援できるような機構に改革していくという、組織改編していくということで、独立行政法人教職員支援機構ということに名称を改めるという内容になっていまして、教員一人一人に対する支援をする、そういう組織に変わっていく予定になっています。この4月から変わりますので、またいろいろ皆様方の御支援をいただければというふうに思っております。

### 岐阜県の学校教育への要望

ということで、雑駁な話で恐縮ですけれども、これでお話を締めさせていただきたいと思います。私は岐阜県教育委員会のほうに、最初の御紹介にもありましたように、2年間おりました、非常にそのとき感じておりましたのは、岐阜県の学校教育という

のは、そのときから子供たちの主体的な発言とか意見を活発に引き出す、そういう授業を非常に個々の先生方が行っているなあという印象を持っていました。そういうことで、そういう授業方法というのは、恐らく今回の指導要領の改訂の方向性に合う教育内容、教育方法で、岐阜県内の学校教育は実践されてきたというふうに思いますので、そういういい文化というか伝統というのはこれからも大事にしていきたいと思っています。

ただ、この学習指導要領の改訂を見据えて、現在、岐阜県だけではなくほかの地域でかなり教育力向上等に関する取り組みが進んできているなあというのが非常に私の個人的に感じているところであります。アクティブ・ラーニングに関する他県の取り組みも非常に進んできているところがありますので、岐阜のいいところは引き続き継承していただき、今回の指導要領の改訂をきっかけに、きょうまたこれから各学校や教育委員会の取組事例の御発表もありますので、それもぜひ私も勉強させていただきたいと思っておりますけれども、まさに今回の改訂を機に、各学校、各教育委員会での教育の内容、方法等については、また見直すきっかけにさせていただければありがたいなあというふうに思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、時間が参りましたので、これで私のお話しは終了させていただきます。どうも御清聴ありがとうございました。(拍手)